

運賃協議分科会の設置について

1. 分科会の設置に至る背景

令和5年10月1日に道路運送法が改正されたことに伴い、一般乗合旅客自動車運送事業者の協議運賃の設定及び変更における事務手続を次のとおりとする。

従前では、当協議会にて協議・決定していたが、改正後は、同法第9条第4項に規定されている協議会(運賃協議会)により協議・決定することとなっている。

これに伴い、令和6年2月1日付で当協議会設置要綱の改正及び、運賃協議分科会の設置要領の制定を行い、同法第9条第4項の規定に基づく協議会として、当協議会内に運賃協議分科会を設置した。

【改正前】

当別町地域公共交通活性化協議会
で協議・決定



【改正後】

公聴会実施(アンケートやパブコメ等)



運賃協議分科会で協議・決定



協議会へ報告

2. 分科会の目的

一般乗合旅客自動車運送事業者の協議運賃の設定及び変更について協議・決定する。

3. 分科会の構成員(委員)

分科会の構成員は、「資料 2-2 分科会委員名簿」のとおり。

なお、分科会の構成員は、道路運送法第9条第4項の各号に掲げられている者となるが、当別ふれあいバスは、当別町の他、札幌市北区あいの里も運行経路に入っているため、当協議会の委員ではない「札幌市の職員」及び「札幌市北区あいの里の代表」も構成員となる。